

矢作川流域委員会の役割



河川法のあゆみ

近代河川
制度の誕生

明治29年

治水

治水・利水の体系的な
制度の整備

- ・水系一貫の管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備

昭和39年

治水 利水

治水・利水・環境の
総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川
整備の計画制度の導入

平成9年

環境

治水 利水

河川整備基本方針と河川整備計画の内容

河川整備基本方針は長期的な河川整備の方針。
河川整備計画は当面の河川整備目標と具体的な河川整備メニュー。

河川整備基本方針(河川法第16条)

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。

将来の河川像

河川整備計画(河川法第16条の2)

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

20～30年後の河川の整備目標と整備内容

新しい計画制度

河川整備基本方針

内容：基本方針、基本高水、計画高水流量 等

手続

河川整備基本方針
の案の作成

意見

河川整備基本方針
の決定

社会資本整備審議会
(一級河川)
都道府県河川審議会
(二級河川)
(都道府県河川審議会がある場合)

河川整備計画

内容：河川工事、河川の維持の内容

手続

原案

意見

学識経験者

意見

公聴会の開催等による
住民意見の反映

河川整備計画の案の作成

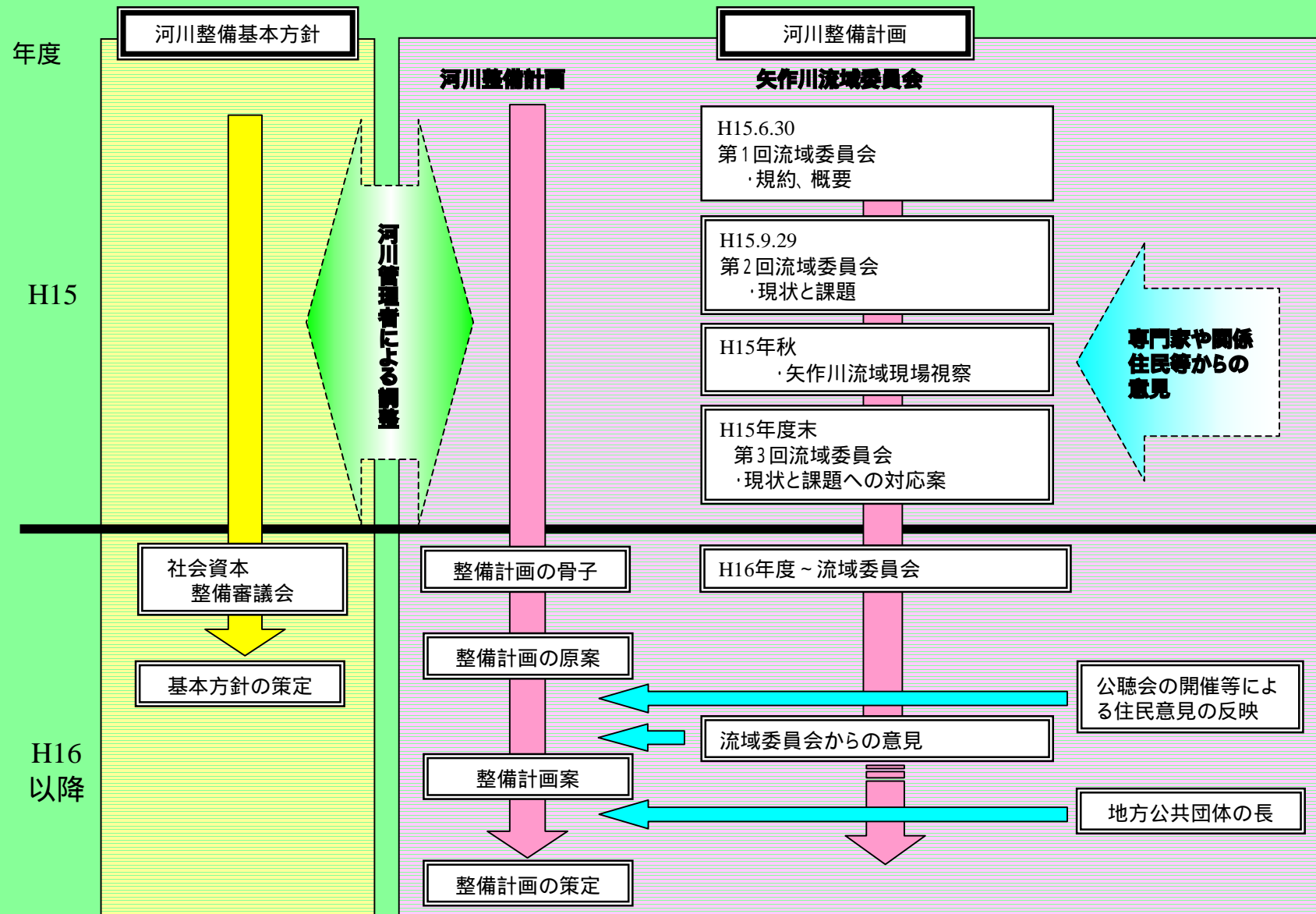
意見

地方公共団体の長

河川整備計画の決定

河川整備基本方針と河川整備計画、矢作川流域委員会の関係

河川整備基本方針は社会資本整備審議会で、河川整備計画は流域委員会で意見聴取。



矢作川流域委員会の目的

流域委員会は、河川整備計画の原案に対し、学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として設置。

矢作川流域委員会 規約より抜粋

(目的等)

第2条 委員会は、国土交通省中部地方整備局(以下、「整備局」という。)が定める「矢作川水系河川整備計画(大臣管理区間)」の策定に際し、学識経験者等から意見を聴くことを目的に、国土交通省中部地方整備局長(以下、「整備局長」という。)が設置する。

2. 委員会は、「矢作川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(原案)について意見を述べる。
3. 委員会は、「矢作川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(原案)の作成段階において、河川と流域の視点から課題解決が図られるよう助言を行う。
4. 委員会は、関係住民や関係地方公共団体等からの意見聴取にあたり、その聴取方法等について助言を行う。